

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 (1) 所属年度（歳入、歳出） ア 歳入の会計年度所属区分 歳入の会計年度所属区分については地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第 142 条に定めがあるが、随時の収入で納期限を所属年度としていた事例や、事実の発生した日の属する年度（〇月分）を所属年度としていた事例があった。歳出の所属年度を整理する際支出負担行為の定義づけが必要となるのと同様に、歳入の所属年度を整理するためには、調定時期の考え方を標準化していくことを検討されたい。 （行財政局法務支援課）	歳入の所属年度については財務会計事務の手引きのなかで整理されていると認識しているが、事例を踏まえて財務会計事務の手引きの歳入の会計年度所属区分の記載内容を改正した（令和 4 年度）。 また、「内部統制の推進に関するプロジェクトチーム」においても、令和 3 年 12 月 15 日付で全庁に対し、本監査の指摘事項について同様または類似の事案がある場合は、ルールの確認や制度所管課への相談等を通じ、適正な事務執行を行うよう、周知を行った。 （会計室会計課、 行財政局行政管理課）	措置済
(4) 支出事務の委託について 地方公共団体がその事務・事業を他者に委託して行う場合、私法上の事務・事業は私法上の契約により、公法上の事務・事業は公法上の契約により行う。私法上の委託契約には契約監理課の構築する委託契約の仕組みがあるが、公法上の契約は法令の定めによる。地方自治法は、歳入の徴収・収納の委託や支出事務の委託、事務の委託を定めている。私法上の委託契約において市が既に契約している内容で委託先に契約させる事例があったが、私法上の業務委託契約と公法上の支出事務の委託の違いを明確にし、本市では、どのような契約が公法上の支出事務の委託にあたるのか、達成したい目的に対してどう手法を組み立てればうまく到達することができるのか検討し、職員に周知することを検討されたい。 （行財政局法務支援課）	公法上の契約については、個々の法律によって定められているところであり、各所属の事務が公法上の契約に当たるかどうかについては、個々の法律の規定の解釈や適用などを鑑み、個別具体的に考える必要があると考えている。 引き続き案件毎に各所属が適切な対応ができるよう法的側面から支援するとともに、その解釈や適用等について相談に応じてまいりたい。 また、「内部統制の推進に関するプロジェクトチーム」においても、令和 3 年 12 月 15 日付で全庁に対し、本監査の指摘事項について同様または類似の事案がある	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	場合は、ルールの確認や制度所管課への相談等を通じ、適正な事務執行を行うよう、周知を行った。 (行財政局法務支援課、行政管理課)	
(6) インターネット発注の手順について インターネットによる発注については、平成 23 年 5 月 11 日神戸市経理適正化外部検証委員会報告書の中で、 「②一括調達システムの導入 各所管課が日常的に使用する物品等の発注に関して、所管課から切り離し、集中的に実施する調達事務の一元化について、他の自治体や民間企業の事例も踏まえ、課題を整理し、早急に導入すべきである。また、一括調達システムの導入に先立ち、例えば、既に多くの民間企業でも利用されている民間事業者が提供するインターネットによる一括購買システムなどを対象の所管課を限定して試験的に実施し、運用上の課題を整理するなどの対応も試みられたい。」 とされたが、インターネットによる購買システムも含めた全庁的な物品購入の仕組みづくりについては、運用面の効率性、利便性、費用対効果も考慮しながら、引き続き検討を行っていく、とされている。 また、平成 26 年 1 月 27 日から 2 月 14 日まで実施された職員アンケートでも、インターネットによる発注への対応が提案されている。 専決調達事務処理においてインターネットを利用した発注については、相手方である業者等にとって、当該発注が決裁承認を得られたものか不明であること、地元中小事業者を優先した見積依頼が難しいこと、また、納期の遅れ等、トラブルが発生したときに対処しにくいことから認められていないが、カーシェアリングを利用する事例があった。 これは、「入会申込書 法人契約」で入会契約および登録の申し込みを行って、終期の定めのない会	専決調達事務処理においてインターネットを利用した発注については、相手方である業者等にとって、当該発注が決裁承認を得られたものか不明であること、地元中小事業者を優先した見積依頼が難しいこと、また、納期の遅れ等、トラブルが発生したときに対処しにくいことから原則認めていないが、当該業者のみしか業務の目的を遂行できない等、やむを得ない場合で、インターネットによる発注のみでしか対応できない場合は、申込画面等のハードコピーを取るなどし、発注書に添付して所属長の決裁を得るなど、例外的な対応の方法を専決調達事務処理マニュアル及び Q & A に掲載した。 また、処理件数が多い消耗品の発注について、上記課題をクリアした消耗品発注システムが令和 3 年度に全庁的に導入されている。 (行財政局契約監理課)	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
員となり、会員は車両を借り受けるにあたっては、貸渡約款に基づき、web で借受開始日時、返還日時、借受希望ステーション等を入力して時間あたりで定められた利用料の貸渡契約の予約申込を行い、この予約に基づき車両を使用する都度、ステーションにおいて、会員自らが借受開始手続きを行うことで、予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとしている。利用料の支払いは請求書による毎翌月払いとしている。 会員となる行為は市における契約なのか、基本協定なのか、債務負担行為は必要なのか、長期継続契約の形をとるのか、単価協定なのか、単価契約なのか、自動更新契約なのか、専決規程上の取扱はどうなるのか、経理契約なのか、といったさまざまに整理すべき課題がある。 現実にインターネットによる発注が実施されており、今後の利用も想定される。課題を整理して庁内に実施方法を周知して実施するよう検討されたい。 (行財政局法務支援課、契約監理課)		
(8) 再委託と共同事業体について イ 共同企業体の取扱（業務委託・指定管理） 共同企業体に関して①指定管理業務で使用する使用料収納口座と指定管理料収納口座について、共同企業体名を冠しない指定管理業務共通の単社名義であった。このため、共同企業体業務にかかる指定管理料は全額共同企業体の代表団体に収益計上し、他の構成員には協定書に基づき持ち分を費用として支出し、他の構成員を下請けと扱っていた事例、②指定管理業務で共同企業体協定書が構成員全員によるものでなく、代表団体と個別の構成員毎の別葉で、他の構成員を下請けと扱っていた事例、③業務委託契約で、共同企業体結成届や協定書のない事例があった。 「共同企業体」という名称の制度はないが、共同企業体は民法上の組合にあたり、連帯責任を基礎にさまざまな法律行為を行う主体である。法人	委託業務全般における共同事業体の取扱については、「委託に関するプロポーザル方式及び総合評価落札方式について」に、「共同企業体に関しては、工事請負契約に関する「神戸市共同企業体取扱要綱（平成6年11月11日市長決定）」を参考にすることができる。」と記載し、工事請負契約の例を参考にできるようにしており、必要な定めを示しているところである。 また、それとは別に、公の施設の指定管理者制度に沿った形で共同事業体の取扱を整理して、	他の方法で対応

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
税法では共同企業体の損益は直接各構成員に帰属するものとして取り扱われ、消費税も、共同企業体が行う資産の譲渡等や課税仕入れは、各構成員の利益の分配割合に応じてそれぞれの構成員に直接帰属する取扱である。共同企業体が機材などの購入や請負った目的物の引渡しを行ったときは、それぞれ各構成員の利益の分配割合に応じて構成員が課税仕入れや課税資産の譲渡等を行ったことになる。発注者から共同企業体が中間金などの名目で金銭を受領した場合に、その受領した金銭を出資金等の持分割合に応じて、各構成員に配賦金として分配したとしても、発注者に対して履行が完了するまでは、単なる前受金でしかないので、消費税の課税関係は生じない取扱である。 こうした法的な位置づけのある共同企業体を契約の相手方とする場合、法的な位置づけに堪えられる態様を備えさせておかないと法的に起こりうるリスクが顕在化する。独自のルールを作り予防策をとらせておかないと、発注者責任を問われることになり、ましてや外郭団体が構成員をなす場合は出資者責任にも及ぶ。 神戸市における共同企業体の取扱については、工事契約で要綱などにより精緻化しているが、工事契約で扱っているのは甲型といわれる共同施工型の共同企業体である。指定管理者制度では、イントラに掲載されているマニュアルに、応募時に共同企業体結成届書を提出させること、指定議案の審査時までには共同企業体協定書を提出することなどのほか、共同企業体の取扱に関する諸注意が記載されている。また、指定管理者制度運用マニュアル様式集には、共同企業体結成届書、共同企業体協定書の雛形も掲載されている。しかしその取扱は「※この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」とされている。委託契約に関しては、イントラの契約監理課のページに「委託に関するプロポーザル方式及び総合評価落札方式について」という文書が掲載されており、この中で、公募型	「指定管理者制度運用マニュアル」において、その取り扱いを定めているものと考えている。 指定管理業務における共同事業体の適切な取扱については、引き続き検討していきたい。 (行財政局業務改革課、 契約監理課)	

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
プロポーザル、総合評価入札実施の際に、参加資格として定める事項が掲げられており、さらに、「共同企業体の参加を認めるときは、その場合に必要な参加資格も記載する。」と解説されているにとどまる。 共同企業体については募集時に参加させる・させない、参加させるときの条件を定め、運営委員会や資金取扱を定めた協定書で確認するといった手順、共同施工方式だけでなく分担施工方式の協定書の雛形を示して、指定管理業務、委託業務にわたって全庁的な標準化を図っていくことを検討されたい。 (行財政局業務改革課、法務支援課、契約監理課)		
(12) 紙情報資産の情報セキュリティ対策について 神戸市情報セキュリティ対策基準の適用範囲は、データについてはネットワーク及び情報システムで取り扱う情報とし、これらを印刷した文書も対象としているが、元々紙で生み出された紙情報は適用範囲とされていない。 市立高等学校で、個人情報の入った紙で生み出された紙情報を紛失した事例があった。 神戸市個人情報保護条例第8条第2項で、実施機関は、個人情報等の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために安全を確保する措置を講じなければならないとしている。紙から生み出された紙媒体の個人情報を守る手順はどうするのか、また個人情報以外の重要情報の紙媒体の取扱も含め紙媒体の情報のセキュリティ対策はどうするのか、関係課とも協議のうえ検討し、具体に示されたい。 (行財政局法務支援課)	個人情報または個人情報以外の重要情報が記載された公文書については、公文書管理規程第16条第3項第9号で取扱方法を、同規程第40条第3項で廃棄方法を規定しており、現状の運用状況は起案文書をファイルに綴じて回議する等、他の起案文書とは区別し情報等の漏えい等防止策を講じている。また、廃棄については、リサイクルを図れるものはエコ環境整理運動で溶融処理を行い、リサイクル不可能なものは焼却処理を行っている。 公文書の適正管理及び個人情報の保護について、周知徹底を図るとともに、機会あるごとに注意喚起を行っているところである。 令和4年度の「年度当初における公文書事務について(通知)(令和4年3月31日付け行業第2246号)」及び基礎実務研修資料(e-	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	ラーニング) に、神戸市情報セキュリティ対策基準の適用範囲とされていない、元々紙で生み出された個人情報の入った紙媒体について、当該基準の7.1 職員等の遵守事項を遵守しなければならないことを掲載することにより、更なる注意喚起を行う。 (行財政局業務改革課)	

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○指 摘 事 項 (1)収入に関する事務 イ 授業料の督促を適正に行うべきもの 市立高等学校等に係る授業料は使用料であるが、授業料の滞納者に対する督促について、審査請求に関する教示のない督促状を学校長名で発行し送付していた事例があった。 (学校経営支援課) 地方自治法第 231 条の 3 第 5 項では、督促は審査請求ができる処分であるとし、行政不服審査法第 82 条第 1 項では、審査請求ができる処分をする場合には、審査請求ができる旨及び期間を書面で教示しなければならないとしている。 また、督促を行う執行機関について、地方自治法第 149 条第 2 号により「予算の執行権」は長に専属し、同法第 180 条の 6 により議会及び行政委員又は行政委員会はこれを有しないとされている。地方自治法第 180 条の 2 の規定により地方公共団体の長以外の執行機関に委任した場合は、当然当該執行機関の権限となるが、「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」では、予算を調整し、これを執行することを、教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させるとしていることから、「予算の執行権」は教育委員会に委任されていない。 授業料の督促状は、審査請求に関する教示をしたうえで、市長名で発行し送付すべきである。	「審査請求に関する教示」及び「市長名での通知」の授業料の督促状を作成し、統一様式として市立高等学校に周知した。 現在は新しい督促状を各校で使用している。	措置済